

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三十九万円」を「四十万四千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例参考例第八条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。